②　市場リスクの管理
(i)　金利リスクの管理
予め業務方法書、当機構の貸付準則及び貸付利率準則により定められた方法により利率を決定しております。
また、ＡＬＭシステムを構築し、金利リスクの管理を行っております。
(ii)　繰上償還リスクの管理
弁済補償金制度を導入することにより当該リスクの軽減を図っております。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当勘定は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

○保険勘定
①　信用リスクの管理
当勘定は、金銭の信託の原資となる生命保険会社からの保険金について、生命保険会社の決算報告等により四半期ごとに各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行っております。
②　市場リスクの管理
・価格変動リスクの管理
当勘定は、金銭の信託について、扶養保険資産運用委員会において分散投資等の運用ルールを設定するとともに、毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理しております。

○年金担保貸付勘定
①　信用リスクの管理
当勘定は、当機構のリスク管理方針及び債権管理規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。
②　市場リスクの管理
・金利リスクの管理
予め業務方法書及び当機構の貸付準則により定められた方法により利率を決定しております。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当勘定は、主務大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

○労災年金担保貸付勘定
①　信用リスクの管理
当勘定は、当機構のリスク管理方針及び債権管理規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。
②　市場リスクの管理
・金利リスクの管理
予め業務方法書及び当機構の貸付準則により定められた方法により利率を決定しております。

○承継債権管理回収勘定
・信用リスクの管理
当勘定は、当機構のリスク管理方針及び債権管理規程に従い、貸付金について、個別案件ごとの信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。

イ　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金及び預金	11,207	11,207	—
(2)　金銭の信託	70,644	70,644	—
(3)　有価証券	245,800	245,800	—
(4)　長期貸付金	4,423,187		
貸倒引当金	△ 4,674		
	4,418,513	4,506,622	88,109
(5)　未収入金	822	822	—
(6)　破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	22,836		
貸倒引当金	△ 11,358		
	11,478	11,478	—
(7)　短期借入金	(13,170)	(13,170)	—
(8)　福祉医療機構債券	(399,000)		
債券発行差額	(△ 20)		
	(398,979)	(412,845)	(13,866)
(9)　長期借入金	(2,905,639)	(3,090,160)	(184,521)

（注１）　１　負債に計上されているものは、(　) で示しております。
２　長期貸付金は、１年以内回収予定長期貸付金を含んでおります。
３　福祉医療機構債券は、１年以内償還予定福祉医療機構債券を含んでおります。
４　長期借入金は、１年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

（注２）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
(1)　現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(2)　金銭の信託
取引金融機関から提示された価格によっております。
(3)　有価証券
譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
(4)　長期貸付金
長期貸付金の時価については、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権等については担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。
(5)　未収入金
未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

第三種郵便物認可　平成二十六年十月十日